

川本町高齢者生産活動センター指定管理者募集要項

平成29年12月

川 本 町

川本町高齢者生産活動センター指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

平成15年6月の地方自治法改正（同年9月施行）により、公の施設の管理について、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上を目指す、「指定管理者制度」が創設されました。

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て、公の施設の管理代行を行う指定管理者となることができます。

川本町高齢者生産活動センターについては平成18年4月より指定管理者制度を導入していますが、現在の管理者については、平成30年3月末をもって、管理運営期間が終了するため、引き続きこの施設の管理運営について広く創意工夫ある提案を募集します。

2 施設の概要

ア 名称	川本町高齢者生産活動センター
イ 所在地	川本町大字川下1618番地
ウ 施設の概要	
・ 建築年次	昭和52年
・ 構造	鉄筋コンクリート一部二階建
・ 敷地面積	3,446 m ²
・ 建物面積	809.84 m ²
・ 施設内容	生産機能施設 事務室、しいたけ乾燥室、第一食品加工室、第二食品加工室 原材料倉庫、貯蔵庫、味噌貯蔵庫、更衣室、浴室、便所 機械室、倉庫 集会機能施設 ホール、民芸製作室、倉庫、資材室、2F保健室 生産施設等 食品加工施設機械 花卉・花木・樹苗栽培施設機械（ガラスハウス） 特殊林産物栽培加工施設機械（しいたけ乾燥機）

3 施設の設置目的

高齢者の就業機会の増大を図り、高齢者の健康の増進、生産技術の向上等を総合的に

推進するとともに、川本町産の農産物を生かした加工・販売活動を通じ、地域住民の連帯意識の高揚、生活文化の改善及び明るい豊かな集落づくりを図ることを目的として高齢者生産活動センターを設置する。

4 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務

- ア 施設等の利用の許可等に関する業務
- イ 特産品開発及び生産・販売に関する業務
- ウ 町内高齢者の生産活動に関する業務
- エ 施設及び設備の維持管理業務
- オ その他地域の活性化等の促進に関する業務

(2) 留意事項

- ア 業務の内容の詳細は、川本町高齢者生産活動センター管理業務仕様書を参照してください。
- イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。業務の一部について、専門の事業者に委託することができます。
- ウ 特産品の加工・販売については、必要な許可は指定管理者で許可を受けて下さい。

5 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間を予定しています。

6 管理に関する経費

(1) 利用に係る料金

施設の管理については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自ら収入として収受する「利用料金制」を採用しています。

(2) 管理運営経費

指定管理者は、川本町からの委託料により管理運営することになります。

指定管理委託料は、次に掲げる範囲内とします。

年間委託額 480,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

運営経費 光熱水費・通信費・保守点検料（浄化槽・消防設備等）・修繕費を見込み積算しています。

(3) 委託料の変更

ア 委託額は次に掲げる場合において、変更をおこなうことがあります。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の一部が履行されないことが確認

された場合は、町は指定管理委託料の一部を支払わず、又は支払った指定管理料の一部の返還を求めることとします。

②上記以外で重要な事項が発生した場合は、町と指定管理者と協議の上、変更をおこなうこともあります。

7 応募資格等

(1) 応募資格

指定管理者の応募資格は、次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当することが必要です。

ア 川本町内に事業所を置く又は置こうとする法人又はその他の団体であること。

（その他の団体とは、本町内に事務所を有し、団体の構成員の半数以上が本町の住民であることとします。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（一般競争入札の参加資格のないもの）の規定に該当しない法人等であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号（不正等により一般競争入札の参加を停止されている者）のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続きをしていない法人等であること。

オ 建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

カ 国税及び地方税を滞納していない法人等であること。

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に指定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等の共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。

なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

イ 当該コンソーシアムの構成員は、別のコンソーシアムの構成員となり又は単独で申請することはできません。

ウ 9（1）提出書類のウからキについては、構成員ごとに提出してください。

(3) 応募資格の留意事項

ア 団体は、株式会社、任意団体等の組織の形態を問いませんが、個人は申請資格を有しません。

イ 新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者としてください。

申請時に法人等を設立していなくても申請できることとしますが、川本議会における指定管理者の指定の議決（平成30年3月予定）までに、登記を完了してください。その場合は別に指示する日までに、登記が完了したことを証明する書類を提出してください。

8 募集要項の配付期間等

(1) 配付期間

平成29年12月15日（金）から平成30年1月10日（水）までの毎日、午前8時30分から午後5時までとします。

ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

郵便番号 696-8501

住 所 島根県邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場

担当課 産業振興課

電 話 0855-72-0631（代表） 0636（直通）

FAX 0855-72-0635

(3) 公募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期限	平成30年 1月17日（水）午後5時まで
イ 受付方法	別添の質問票を電子メール又はファクシミリで川本町産業振興課まで提出してください。
ウ 質問に対する回答	現地説明会出席団体には、随時ファクシミリ又は電子メールで送付します。 現地説明会に出席した団体以外で、質問に対する回答を希望する団体は、送付しますので担当課までお知らせ下さい。 産業振興課 電話（0855）72-0636 FAX（0855）72-0635 メール k-ito@kawamoto-town.jp

9 申請の手続き

(1) 提出書類

ア 川本町公の施設の指定管理者指定申請書（川本町公の施設の指定管理者指定の

手続き等に関する条例施行規則（平成16年川本町規則第19号。以下「規則」という。）第3条に定める様式

イ 事業計画書

- ①指定管理者に応募する理由
- ②施設の維持管理運営計画
- ③町内高齢者の生産活動の促進策
- ④加工品の生産及び販売計画
- ⑤地域の活性化の促進策
- ⑥個人情報保護の保護対策
- ⑦苦情等の処理対策と未然防止対策（加工品に対する苦情処理等）
- ⑧施設管理の体制（組織体制、責任者の略歴、雇用計画等）
- ⑨防犯、防災対策
- ⑩緊急時（利用者の事故又は災害等）の連絡体制及び対策
- ⑪施設の現状及び活用に関する考え方及び将来展望（中長期的な経営方針）
- ⑫申請者の指定管理の実績等

ウ 指定管理に係る収支予算書

エ 定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類

オ 過去3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれに準ずる書類

カ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

キ 団体の概要を記載した書類

ク 印鑑証明書及び納税証明書（法人の都道府県税・市区町村民税、法人事業税、消費税及び地方消費税）

（2）提出部数

正本1部及び副本3部（副本は複写可とします。）

提出する書類は、パンフレット等を除き原則としてA4版で作成してください。

（3）提出期限

平成30年1月24日（水）午後5時まで。郵送の場合は、平成30年1月24日（水）午後5時までに必着とします。

（4）提出先

郵便番号 696-8501

住所 島根県邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場

担当課 産業振興課

電話 0855-72-0631（代表） 0636（直通）

FAX 0855-72-0635

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 申請にあたっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却しません。
- イ 必要に応じ、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 内容確認のための面談を求めることがあります。
- エ 事業計画書の内容等について必要に応じて、プレゼンテーションをしていただきます。

1 0 指定管理者の審査の基準及び選定方法

(1) 審査基準

- ア 町内高齢者の生産活動を促進するものであること。
- イ 町内産品を生かした特産品開発を促進するものであること。
- ウ 地元自治会の集会施設利用が円滑におこなえること。
- エ 町の負担額を軽減するものであること。
- オ 施設の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- カ 施設管理の計画、内容が適正なものであること。
- キ 年間事業計画に関する理念、基本方針。
- ク 安全管理についての基本方針（事故対策、防犯、衛生など）。
- ケ 公共性についての取組（地域住民との協働や施設（集会所施設等）使用の連携）が図られるものであること。
- コ 指定管理者自らが投資し提案する事項は、施設のより有効かつ適正な管理が図られるものであること。

(2) 選定方法

- ア 川本町指定管理者候補選定委員会において、審査基準に基づき書類審査による審査を行います。（必要に応じて、面接・プレゼンテーションを行います。）
- イ 選定は2月上旬までに行います。
- ウ 選定結果は申請者全員に書面で通知するとともに、公表します。
- エ 正式の指定は町議会の議決により決定します。
- オ 正式に指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがあります。

1 1 留意事項

- ア 応募に係る詳細については、管理業務仕様書によるものとします。
- イ 申請に要する経費は、全て申請者の負担とします。
- ウ 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

エ 申請書に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

1 2 問合せ先

郵便番号 696-8501

住 所 島根県邑智郡川本町大字川本271-3 川本町役場

担当課 産業振興課

電 話 0855-72-0631 (代表) 0636 (直通)

F A X 0855-72-0635

指定管理者募集スケジュール

□平成29年12月15日（金）	■	・募集要項の配付開始 ・資料提供等の開始 ・質問受付開始（質問票）
□平成30年 1月17日（水）	■	・質問受付締切 17:00まで
□平成30年 1月24日（水）	■	・応募書類の提出締切 ・資格審査、書類審査
□平成30年 1月下旬	■	・書類審査（面接・プレゼンテーション）
□平成30年 2月上旬	■	・指定管理者の選定 ・候補者と協定内容の協議開始
□平成30年3月上旬 町議会	■	・指定管理者の議決
□平成30年4月 1日（日）	■	・協定書締結 ・指定管理者による管理運営の実施